

舞 鶴 市 議 会 議 長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 多々見 良 三
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 14 号

訴えの提起の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり訴えを提起することについて専決処分する。

令和 2 年 7 月 6 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 事件名

建物明渡等請求事件

2 訴えの趣旨

相手方は、市営住宅に係る家賃を 5 年間分以上滞納し、再三にわたる督促にも応じないので、同人に対し、当該建物の明渡し及び滞納家賃等の支払を請求するものである。

3 事件に関する取扱い

必要に応じて、和解、上訴又は応訴を行うものとする。